

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>第一条～第十五条 (略)</p> <p>附 則 1～3 (略)</p> <p><u>(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例)</u></p> <p><u>4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における別表第三号に規定する職員の資格に関する基準については、当分の間、規則で特例を設けることができる。</u></p>	<p>埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>第一条～第十五条 (略)</p> <p>附 則 1～3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>